

1 個別の教育支援計画

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

Q41 個別の教育支援計画作成にあたっての留意事項について教えてください。

A 障害のある児童生徒は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの、系統的で一貫した支援を行うことが重要です。そのため、個別の教育支援計画の作成にあたっては、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携し、それぞれの側面から具体的に目標や取組、支援の内容を記入します。

小学校・中学校学習指導要領（平成29年3月公示）総則第4の2においては、個別の教育支援計画について、

「特別支援学級に在籍する児童(生徒)や通級による指導を受けている児童(生徒)については、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」

と示されています。

個別の教育支援計画は、就学前から卒業後まで、必要な情報を引継ぐ計画であり、本人や保護者の同意の下に作成します。また、様々な関係機関と共通に用いるため、個人情報保護に配慮する必要があります。すべての教職員が、個別の教育支援計画の内容を共通理解し、学校全体で組織的・計画的に指導を行うことが大切です。そして、実施状況を適宜評価し、改善を図ることも不可欠です。

【 個別の教育支援計画の主な内容 】

- 1 これまでの支援内容及び支援上の課題
- 2 現在の生活、将来の生活に関する本人・保護者の希望
- 3 本人・保護者の希望をもとに考えられる支援目標
- 4 学校及び関係機関における支援
- 5 評価及び今後の課題
- 6 合理的配慮

関連サイト：●兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課 「個別の教育支援計画等を効果的に引き継ぐために」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/kyoikushienkeikaku/02rihureto.pdf>



Q42 個別の指導計画作成にあたっての留意事項について教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）総則 第 4 の 2 においては、個別の指導計画について、
「特別支援学級に在籍する児童(生徒)や通級による指導を受けている児童(生徒)については、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」
と示されています。

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うため、学校で作成します。障害のある児童生徒一人一人の指導目標や指導内容、指導方法を明確にして、個に応じた適切な指導に活用します。

特に決まった様式はありませんが、文部科学省の様式例を参考にしたり、設置者（市町教育委員会）ごとに共通の様式を使用して作成したりすることが考えられます。

個別の指導計画を作成するには、児童生徒の実態、生育歴、得意なこと、苦手なこと、行動面で気になることなど、様々な情報が必要です。また、指導のための計画書ですから、当然、その実態を踏まえた目標が必要です。短期的な目標と長期的な目標、それに到達するための具体的な指導・支援の手立てなど、書く内容もおのずと決まってきます。

そして、その個別の指導計画は、その児童生徒にかかわるすべての教職員が共通理解し、学校全体の協力体制のもと、組織的、計画的に指導が行えるようにすることが大切です。そして、実施状況を適宜評価し、改善を図っていくことも不可欠です。

個別の指導計画の作成は、学級の担任が中心となって行います。学校と家庭が一貫した支援を行うことが支援の効果を高めることにつながるため、その指導・支援の内容について保護者と共通理解を図ることが大切です。

2 個別の指導計画

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

個別の指導計画を作成するには、まず児童生徒の実態把握が大切です。

実態把握とは、支援を必要としている児童生徒を理解するため、様々な角度から情報を収集し、その結果を総合的に整理・理解していく過程のことであり、アセスメントとも言われます。

アセスメントは、観察法、面接法、検査法の3つの方法に分類することができます。いくつかの方法を組み合わせ、児童生徒の実態を総合的・多面的に理解し、個に応じた指導・支援に生かします。

1 観察法

対象児童生徒が自然に過ごしている状態を観察する「自然観察法」と、時間や場面を任意に設定して行う「構造的観察法」があります。どちらにおいても、遊びの様子、級友とのかかわり、環境への順応、授業中の姿勢、読み書きの状況、指示内容の理解の様子、注意や集中の度合、運動の様子、ルールの理解、集団への適応状況などを観察します。また、学級の掲示物や図画工作(美術)の作品などの成果物を見ることから、手指の器用さや感覚の特異性などの可能性をよみとることができます。

2 面接法

対象児童生徒との面談では、質問の理解や回答の内容、表情及び話し方などから、状況を把握していきます。得意なことや不得意なこと、今、困っていることなど、本人がどのように感じているか、話せるかなど、様々な状況をうかがい知ることができます。

保護者からは、家庭での状況や生育歴、医療歴、療育などの情報を聞き取ります。集団への適応状況に課題がある場合でも、家庭では特に問題がない場合があります。逆に、学校ではとてもよい子に振る舞っているのに、家庭では暴言を吐いたり、暴れたりするなど、学校と家庭で見せる姿が大きく異なる場合もあります。このような場合には、その違いの原因を探ることで支援のヒントが見つかることもあります。保護者から聞くエピソードには、支援の手がかりになることが含まれていることが多いので、引き出す質問をするなど、ていねいに聞き取ることが大切です。

2 個別の指導計画

また、養護教諭や前担任など、対象の児童生徒とかかわりのある教職員から情報を聞き取ることによっても、支援に役立つ情報を得られます。

3 検査法

検査法には、「知能検査」や「発達検査」などがあります。教師や保護者の主観ではなく、客観的なデータとして捉えることができます。そのため、教育、医療、福祉などの様々な機関と共通に理解を図るための資料として、利用することができます。

検査には、資格を有した検査者が行うことが規定されているものや、長時間にわたるものがあります。いずれの場合にも、本人・保護者の同意を得た上で、児童生徒の負担にならないような配慮をすることが大切です。

このような様々な方法で児童生徒の実態を把握し、それを指導・支援に生かしていきます。

教師が指導に行き詰まったり、うまくいかないと感じたりした時には、個人の主観に頼るのではなく、客観的・多角的・多面的に児童生徒を理解し、行動の原因や背景を考えることが必要な視点です。



関連サイト：●文科省「個別の指導計画の様式例」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm  

関連サイト：●国立特別支援教育総合研究所 教育相談情報提供システム

 http://forum.nise.go.jp/soudan-db/htdocs/index.php?page_id=62  

2 個別の指導計画

Q43 個別の教育支援計画と個別の指導計画について教えてください。

A 個別の教育支援計画と個別の指導計画は、児童生徒の発達段階や障害特性を踏まえて、自立と社会参加をめざすための計画であるという部分は同じです。いずれも、保護者への十分な説明のもと、合意形成を図り、同意を得ることが必要です。また、教育、福祉との一層の連携強化のため、放課後等デイサービスを利用している場合は、連携が必ず必要です。

【 個別の教育支援計画と個別の指導計画 】

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
作成者	・学校を中心とし、保護者、福祉、医療、施設などの関係者	・学校（担任）
期間	・乳幼児期から学校卒業後まで ・中期～長期	・単元、学期、学年など
記載内容	・本人、保護者の願い ・教育的支援の目標、手立て、評価 ・関係機関の役割や支援内容 など ・合理的配慮	・児童生徒の実態 ・目標（短期・長期） ・指導方法、指導内容 ・支援の手立て
意義	・生涯に渡る支援の連続・系統性 ・多方面からのニーズ、実態把握 ・優先される支援目標の明確化 ・支援マップ、関係機関との連携	・校内の指導の充実 ・的確な実態把握 ・指導目標の明確化 ・校内の情報共有、連携

関連サイト：●国立特別支援教育総合研究所「インクルDB Q&A」



http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=38



コラム6

子どものための心理アセスメント

アセスメントとは、①子どもがどのような特徴をもち、どのような強みがあり、課題は何であるのか、②その課題にどのような順番で、どのように取り組めば適切な支援になるのかなどを、個別に導き出していく一連の過程のことです。アセスメントに必要な子どもの情報を得るためには、生育歴を聴き取ったり、行動を観察したり、様々な心理検査を行ったりします。

生育歴では、「保護者から見たその当時の子どもの印象や感想」「ことばの発達」「運動面の発達」「情緒・行動面の発達」など、その経過を聴き取ります。初めて話した年齢や初めて歩いた年齢など、客観的な情報を聴き取ることで、子どもの発達全体の遅れの可能性を探ることができます。

次に、行動観察では、「注意集中や集団参加がどのくらいできているのか」「どんな対人関係の取り方をするのか」などを観察します。主訴や生育歴を実際の行動から確認するという点でも、行動観察が重要になります。

そして、心理検査は、「発達や能力に関する側面を見るもの」「性格や人格などに関する側面を見るもの」に分けることができます。知能検査や発達検査は前者になり、人格検査は後者になります。

知能検査	WISC-Ⅳ、WAIS-Ⅲ、田中ビネー知能検査、K-ABCⅡ、DN-CAS など
発達検査	新版K式発達検査2001、乳幼児発達スケールKIDS など
人格検査	YG(矢田部ギルフォード性格検査)、ロールシャッハテスト バウムテスト など

子どものための心理アセスメントは、アセスメントを受ける子ども自身のために生かすことを目的に行うものです。そのため、生育歴の聴き取りや行動観察、心理検査を行って分かったことを生かし、適切な支援に繋げることが大切です。

2 個別の指導計画

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

コラム7

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ

兵庫県では、中学校から高等学校への特別な教育的支援の引継ぎを行っています。対象生徒の必要な情報を確実に引継ぎ、進学当初から適切な配慮が受けられる体制づくりが進められています。

これにより、特別な教育的支援が必要な生徒が、高等学校でも一貫した支援を受けることができるよう、支援情報を引き継ぐことができ、高等学校における配慮や指導・支援に役立てていくことができます。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成していない場合でも、引継ぎが必要な場合には、「中学校・高等学校連携シート」(P94 参考資料参照)を活用し、確実な引継ぎができるようになります。

高等学校でも、合格発表後すぐに情報を引き継ぐことで、入学までに生徒の状況を把握することができ、指導・支援に有効に活用することができます。

【 教育的支援の引継ぎを確実に進めるポイント 】



特別支援教育課「中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進」より

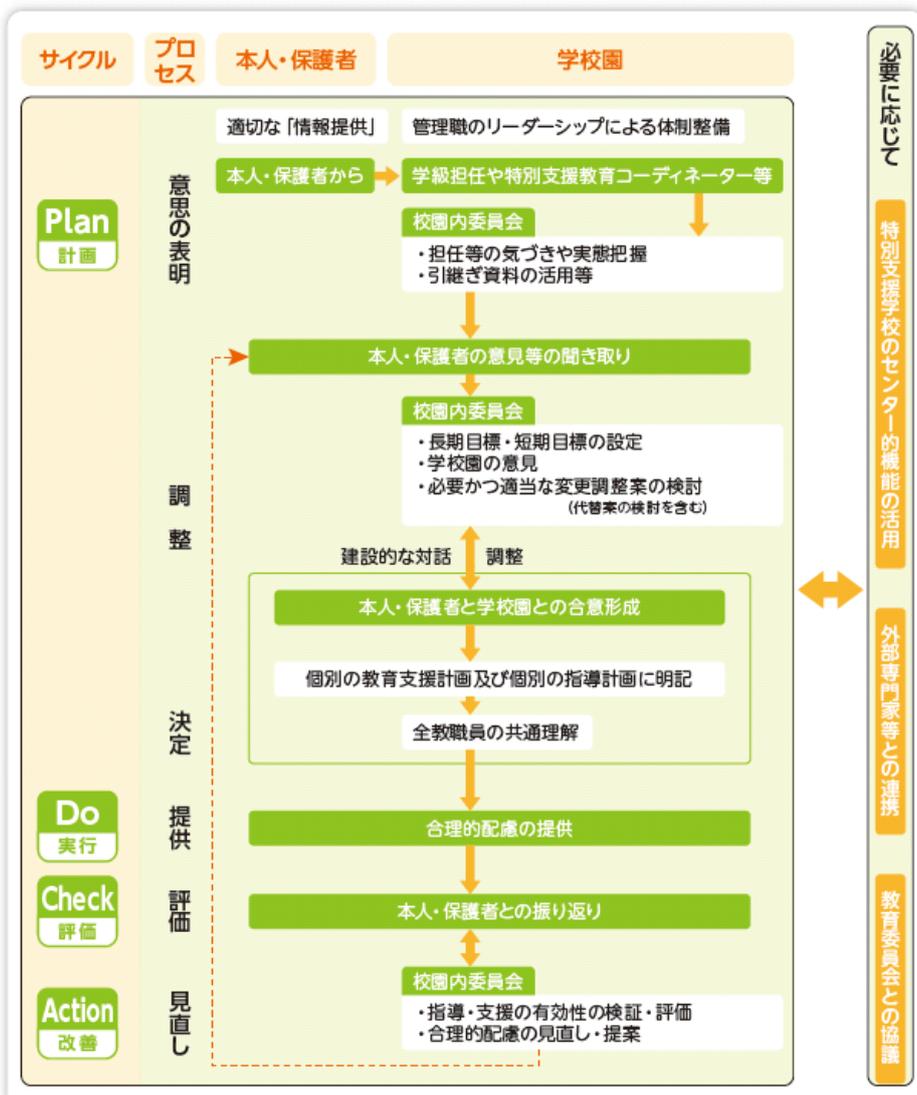
コラム 8

保護者との合意形成のプロセス

情報を引き継ぐときや、合理的配慮の提供の意思表示があったときなどは、学校と保護者の中でその意義や内容について対話をしながら合意形成を図ります。そのときには、なるべく建設的な対話、調整に努めることが大切です。

また、必要に応じて関係機関とも連携をしたり、適宜評価をしたりして、内容の変更などに柔軟に対応していくことが大切です。

【 保護者との合意形成のプロセス 】



2 個別の指導計画

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

プロセスにおける留意点

Plan
計画

本人・保護者からの申出や担任等の気づきから

- 学校園は、相談窓口や相談を受け付けた後の手続きの流れについて、あらかじめ周知するなど、本人・保護者が相談体制を利用しやすい環境づくりに努めましょう。
- 本人・保護者からの相談等の申出があれば、丁寧に聞き取りましょう。
- 相談等の申出や意思表示がない場合でも、学校園での行動観察等から、本人の困りさが明らかの場合には、適切な配慮を提案するために、建設的な対話で働きかけるなど、自主的な取組に努めましょう。

校内委員会での検討

- 本人・保護者からの相談等の申出を受け、組織的かつ迅速に対応しましょう。
- 実施把握やそれにもとづく指導・支援の内容等については、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家の意見を活用することが有効です。必要に応じて設置者（教育委員会）との協議も行います。

本人・保護者と学校園との合意形成

- まずは、1週間～1カ月間の学校園行事や学習内容等において、優先すべき合理的配慮について検討しましょう。
- 児童生徒等が能力等を最大限まで発達させ、十分な教育を受けられるようにするという目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要です。
- 具体的な場面や状況に応じて、代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて決定しましょう。
- 合理的配慮の内容を柔軟に見直すことができることも、本人・保護者との間で、共通理解を図っておきましょう。
- 合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画等に明記し、関係する教職員、特別支援教育支援員、関係機関の職員等がプライバシーに配慮しつつ、情報を共有しましょう。

合理的配慮の提供にあたっては、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことや、実施に伴う負担が過度でないこと等に留意する必要があります。
対応を失した又は過度の負担を課すと判断した場合には、その理由をわかりやすく説明しましょう。

Do
実行

合理的配慮の提供

- 全教職員の共通理解のもと、組織的に対応しましょう。
- 提供するにあたり、本人及び問題の児童生徒等の変化を観察し、記録しておきましょう。

Check
評価

本人・保護者との振り返り

- 学校園は、本人にとって、十分な教育が受けられるように提供できているかという観点から、定期的に評価することが重要です。

Action
改善

合理的配慮の見直し

- 本人・保護者と発達状況等を観察しながら、本人にとって最適な合理的配慮に改善しましょう。

特別支援教育課「学校で「合理的配慮」の提供が義務となります」より

Q44 学習評価の留意点やポイントについて教えてください。

A 学習評価は、①教師が児童生徒の学習の成果を的確に捉え、②児童生徒自身が自らの学習を振り返り、次の学習に向かうことができ、③教師が指導の改善に生かすためのものです。

評価にあたっては、児童生徒一人一人のよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にします。そして、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、次への目標や課題をもって自主的に学習を進めていけるよう、評価を行います。そのため、評価のための評価、他者との比較のための評価であってはなりません。

教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての自己評価や相互評価などを工夫することも大切です。この自己評価や相互評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながります。

小学校・中学校学習指導要領（平成29年3月公示）第1章 第3の2の(2)においては、学習評価に関する工夫について、

「 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。」

と示されています。

学習評価は、児童生徒の資質・能力を適切に反映していることが重要です。そのため、学習評価の妥当性や信頼性を高めることが大切です。

3 学習評価の充実

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

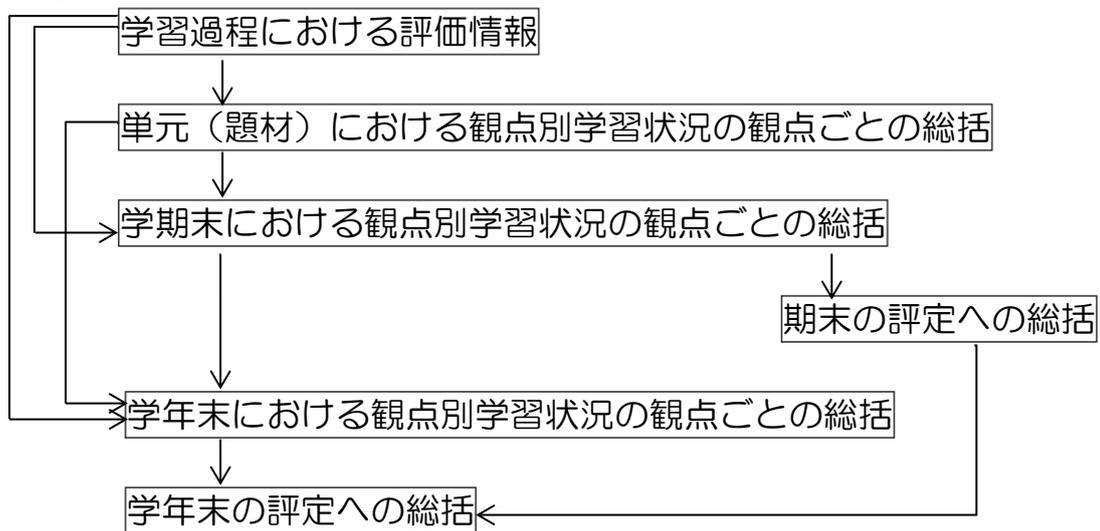
学習評価の妥当性を高めるためには、①評価規準や評価方法などを明確にする、②評価結果について教師同士で検討する、③実践事例を蓄積し共有する、④授業研究などを通じて評価に関する教師の力量の向上を図るなど、様々な取組が必要です。

また、信頼性を高めるためには、学校が保護者に、①評価に関する仕組みについて、事前に説明する、②評価結果についてよりていねいに説明することなどが大切です。

評価に関する情報をより積極的に提供し、保護者の理解を図ることも重要です。

【 評定への総括の流れ 】

観点別学習状況の評価の観点ごとの総括の他、評定への総括は、学期末や学年末などに行うことが考えられます。具体的な総括の流れとしては、以下の図に示したように、いくつかの例が考えられます。



国立教育政策研究所
「評価規準の作成のための参考資料、評価方法等の工夫改善のための参考資料」より

関連サイト：●文科省「学習評価の在り方について」



Q45 指導と評価の一体化について教えてください。

A 特別支援学校学習指導要領(平成29年4月公示)解説 第3編 第1章 第4節においては、指導と評価の一体化について、「各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。」と示されています。

児童生徒にとって適切な計画かどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。そのため、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程において、適宜学習状況や結果を適切に評価し、指導に生かすことが大切です。

個々の児童生徒の学習状況などの評価の結果、個別の指導計画で設定した指導目標を達成できていなかった場合は、①個々の児童生徒の実態からみて、設定した指導目標が高すぎた、②指導目標は適切だったが、その指導目標を達成するための指導内容や指導方法が適切でなかった、③指導目標や指導内容、指導方法に一貫性がなかったなど、様々な場合が考えられます。

評価の結果、①指導目標や指導内容、指導方法のどこに課題があるのか、②効果的な指導をできるようにするために、「何を」「どのように」改善していくのかなど、課題を明確にする必要があります。課題が明らかになれば、その課題の背景や要因を踏まえて、改善を図ることが大切です。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」(平成29年4月公示)



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



4 よりよい連携の在り方

Q46 校内における連携の留意点について教えてください。

A 校長のリーダーシップの下に、それぞれに求められる役割に応じて目標・目的を明確にして、組織や運営の在り方を再構築し、その成果を定期的に評価するなど、効果的な学校運営が求められます。また、校長は、特別支援教育コーディネーターが効果的、効率的な活動が担えるよう、校内組織を整備する必要があります。

校内委員会の構成員は、管理職、特別支援教育コーディネーター、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、主幹教諭などが考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を充実するために必要な者を校長が判断した上で、構成することです。

特別支援教育コーディネーターは、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担い、協議を円滑に進めます。また、日頃から校内で特別な支援を必要とする児童生徒の情報を収集し、必要に応じて特別支援教育支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内の専門スタッフとの連絡調整役も担います。

養護教諭は、児童生徒が保健室に来室した際の何気ない会話や悩み相談などから、児童生徒を取り巻く日々の生活状況、他の児童生徒とのかかわりなどに関する情報を得やすい立場にあります。児童生徒から収集した情報については、必要に応じて各学級の担任や他の関係する教職員と情報共有することが大切です。

4 よりよい連携の在り方

【 学校園チームで取り組む校内外支援体制充実度点検シート 】

<p>A 管理職のリーダーシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学校園長のリーダーシップのもと、学校園経営（内容や評価等）に特別支援教育の視点が生かされている。 <input type="checkbox"/> 管理職、コーディネーター、担任等がチームとなって、校内外支援体制を充実していくことを明確にしている。 <input type="checkbox"/> 管理職自身が学習面、生活面で支援を要する児童生徒等の状態や対応について、把握している。 <input type="checkbox"/> 管理職を含めたすべての教職員が特別支援教育にかかる専門性を高めるため、計画的な校内外研修を行っている。 <input type="checkbox"/> 管理職から教職員や保護者・地域に向けて、特別支援教育の情報が発信されている（校内外での会議や学校園だより等）。 	<p>B 校内外委員会の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 校内外委員会が運営計画に位置付けられ、年間計画に基づき定期的あるいは必要に応じて開催されている。 <input type="checkbox"/> 気がかりな児童生徒等の情報交換や特別な支援の必要性の判断が校内外委員会において行われている。 <input type="checkbox"/> 必要と判断された児童生徒等や保護者への具体的な支援内容や方法について検討が行われている。 <input type="checkbox"/> 校内外委員会での決定事項が全教職員に知らされ、共通理解のもと実施されている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒等・保護者への支援等についての評価や見直しが校内外委員会の活動として行われている。 	<p>C 特別支援教育コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コーディネーターが校務分掌や要覧に明記され、窓口が明確になっている。 <input type="checkbox"/> コーディネーターが支援を必要とする児童生徒等の情報を十分得ることができるよう、複数指名するなど、活動しやすい体制を整えている。 <input type="checkbox"/> コーディネーターが中心になって、校内外研修会を年間計画に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> コーディネーターは、担任と共に個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど、助言、調整を行っている。 <input type="checkbox"/> 支援にかかわる地域資源（福祉・医療等）の活用について、コーディネーターが中心になって、校内外委員会と話し合っている。
<p>H 教職員の専門性</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 各学年、学級の児童生徒等の学習や生活の状況について、日常的に教職員間で情報交換が行われている。 <input type="checkbox"/> 特別支援教育について校内外での研修会が設けられ、すべての教職員が参加している。 <input type="checkbox"/> 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援方策の決定・評価に際しては、特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、専門性向上の取組がなされている。 <input type="checkbox"/> 特別支援教育について、事例検討会を行うなど、具体的な指導方法の実践研究を行っている。 <input type="checkbox"/> 校内外の研修を受講した教職員が得た知識等について、資料提供等をすすめるなど学び合い、共有し合う仕組みがある。 		<p>D 個別の指導計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒等の実態を把握したうえで、担任を中心に、個別の指導計画を作成し、関係教職員で妥当性を確認している。 <input type="checkbox"/> 一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等が明確に示されている。 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画の内容について、担任等は本人・保護者に十分に説明し、共通理解を図っている。 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画は、関係教職員が必要に応じて評価され、見直し、修正が行われている。 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに留意して、個別の指導計画の引継ぎが適切になされている。
<p>G 保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 担任は、保護者から児童生徒等の特性や、特性に応じた効果的な支援、願いなどを十分に聞き取っている。 <input type="checkbox"/> 学校園での合理的配慮（支援内容や方法等）について、保護者との話し合いの場をもち、合意形成を図っている。 <input type="checkbox"/> 連絡帳や電話、家庭訪問を通じて児童生徒等への指導の経過について、保護者に伝えている。 <input type="checkbox"/> 学期末や年度末に指導・支援の効果を保護者とともに評価し、改善すべき点について話し合っている。 <input type="checkbox"/> 卒業にあたって、保護者に引継ぎの有効性を説明するとともに、進路先に支援の引継ぎを行っている。 	<p>F 児童生徒等への学習・生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒等の実態から、得意なことと苦手なことが整理され、関係教職員で支援の方向性が共通理解されている。 <input type="checkbox"/> 目標、内容や方法を明確にした個別の指導計画等にもとづき、チームとして指導支援を行っている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の学習・生活支援について具体的な教職員の役割分担や必要に応じた環境調整がなされている。 <input type="checkbox"/> 学習・生活支援にかかわる関係教職員が指導・支援を定期的に評価するとともに、必要に応じて見直しを行っている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の発達状況について、定期的に保護者と確認がなされている。 	<p>E 個別の教育支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭や関係機関の情報を十分に反映して、担任を中心に、個別の教育支援計画を作成し、関係者で妥当性を確認している。 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画の内容については、長期的な視点に立って、本人・保護者と共通理解を図りながら決定されている。 <input type="checkbox"/> 福祉、医療等の関係機関の情報を反映するとともに、誰がどのように支援していくのか、役割分担が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画は、福祉、医療等の関係者と必要に応じて評価を行い、見直し、修正が行われている。 <input type="checkbox"/> 入学卒業等にあたって、関係する学校園と支援を引き継ぐ場を設定し、適切に引継ぎを行っている。

特別支援教育課HP「校内研修に役立つ資料」より

関連サイト：●文科省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm



関連サイト：●兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課「学校園チームで取り組む校内外支援体制充実度点検シート」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>



4 よりよい連携の在り方

Q47 保護者との連携の留意点について教えてください。

A 保護者との連携については、校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任などがそれぞれの役割に応じて、組織的・総合的に連携することが大切です。

1 校長

校長は、学校の実態に応じて、すべての保護者に対して、特別支援教育に関する理解を図るとともに、保護者と協働して支援を行う体制をつくります。例えば、学校だよりや学校ホームページなどを通して、すべての保護者に対して特別支援教育への理解を図ることが重要です。

保護者への理解を図る上では、個人情報保護の観点から情報の管理を慎重に行い、本人や保護者の意向を確認しながら、誤解や学校への不信感が生じないように配慮することが重要です。

また、特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら、保護者会や個人面談、日常における授業参観の機会を設けるなど、教員と保護者が協働して児童生徒を支える環境を整えていくことが大切です。

2 特別支援教育コーディネーター

一般的に、保護者に連絡をするのは、児童生徒が在籍する学級の担任になると思われます。しかし、特別な支援を必要とする児童生徒の保護者からの相談については、特別支援教育コーディネーターが相談窓口の役割を担っているため、保護者から直接相談があることも考えられます。その際は、児童生徒が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、適切に対応することが重要です。

また、特別支援教育コーディネーターは、合理的配慮の提供にあたっての相談窓口としての役割も担っています。

4 よりよい連携の在り方

3 学級の担任

保護者との信頼関係を築き、協働しながら支援することは、教育的な効果の高まりにつながります。

通常の学級の担任は、学級に教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している場合、保護者との情報共有を行うことが重要です。

児童生徒の困難さやつまずきへの気づき方、障害に対する理解、考え方などは一人一人異なります。保護者の思いや考え方を考慮した上で、特別な支援を必要とする児童生徒の学校での状況や取組、変容などについて、ていねいに誠意をもって伝えていきます。

そして、児童生徒の成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、保護者とともに今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組むことが大切です。

特別な支援を行うと、周囲の児童生徒やその保護者から疑問の声が上がることもあります。そのため、特別な支援の必要性について、学級すべての児童生徒に十分な理解を深めておくことが最も重要です。同時に、周囲の児童生徒の保護者に対しても、特別な支援の必要性を説明しておくことが大切です。

保護者に説明する内容としては、①特別支援教育が必要である旨の一般的な説明、②在籍する児童生徒に行う支援内容についての具体的な説明などが考えられます。後者については、事前に支援を必要とする児童生徒及びその保護者の意向を確認の上、個人情報の保護に特に留意する必要があります。

関連サイト：●文科省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm



4 よりよい連携の在り方

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

コラム9 保護者の話を聴くとき

児童生徒の心を育成する教育相談において、保護者との面談が重要な位置を占めています。

ここでは、アメリカの臨床心理学者 ロジャーズが生み出した「クライアント中心療法」を紹介します。

この療法の基本的な考えは、

「カウンセラーは、クライアントの話をよく聴く。クライアントは、自分自身がどのように感じ、どのように生きつつあるかということに、真剣に取り組む。そうすれば別にカウンセラーの賢明さや知識を振り回したり、押しついたりしなくても、クライアント自らが気づき、成長していくことができる。」
というものです。

そして、ロジャーズは「クライアント中心療法」を行う中で、セラピストの「純粹さ」「無条件の積極的関心」「クライアントの内部感情への共感的理解とその伝達」という3つの要素を重視しています。

まず、「純粹さ」とは、「カウンセラーの心の中で感じていること」と「意識の上で気づいていること」、そして「クライアントに向かって表現されていること」の間に、矛盾がなく一致していることです。

次に、「無条件の積極的関心」とは、クライアントがその瞬間に、混乱、恨み、恐怖、怒り、勇気、誇りなど、どのような感情が働いたとしても、カウンセラーが真摯に受け止めることです。すなわち、あるがままに相手を受け止めることです。

そして、「クライアントの内部感情への共感的理解とその伝達」とは、カウンセラーがクライアントの感情と個人的意味づけを正確に感じ取り、この理解をクライアントに伝えることです。すなわち、相手の目線に立って、同じように理解しようと努めることです。

この3つの態度を、一度にすべて実践することは難しいと思いますが、保護者の話を聴くときに参考にしてみてもいいのではないでしょうか。

Q48 関係機関との連携の留意点について教えてください。

A 児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人一人の障害の状態やその程度などの専門的な判断、個々の障害の特性に基づく適切な支援が必要です。そのため、個別の支援にあたっては、教育、医療、保健、福祉、労働などの外部の専門家の導入や、これらの専門家との緊密な連携が必要です。

特別支援教育コーディネーターは、これらの関係機関をはじめ、特別支援学校^{※1}や県立特別支援教育センター^{※2}との連絡調整の窓口を担っています。地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関や、それらが提供している支援内容についての情報を収集・整理し、必要に応じて教員や保護者へ情報を伝えます。

養護教諭は、児童生徒の心身の健康上の課題を把握し、医療機関への受診の必要性について、学校医に相談を行います。また、必要に応じて学校医に対して、授業や休み時間などに児童生徒の様子を共に観察することを提案するなど、児童生徒の日常的な様子や実態を把握する働きかけを行います。

※1 特別支援学校との連携

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター校として、各学校園の要請に応じて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行っています。

- (1) 各学校園の教職員への支援機能、研修協力機能
- (2) 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- (3) 個別の指導計画や個別の教育支援計画などの作成への助言、幼児児童生徒や保護者などへの指導・支援機能
- (4) 教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連絡・調整機能 など

4 よりよい連携の在り方

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

※2 県立特別支援教育センターとの連携

県立特別支援教育センターは、特別な支援が必要な幼児児童生徒に関する教育相談をはじめ、様々な支援を行っています。

1 教育相談

- (1) 幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言
- (2) 学校園の支援体制に関する助言
- (3) 障害に関する専門的意見の提示 など

2 ひょうご学習障害相談室

- (1) LD、ADHDなどに関する教育相談
- (2) ひょうご専門家チームの派遣
 - ア LD、ADHDなどの判断に係る情報提供
 - イ 幼児児童生徒への望ましい教育的対応についての指導・助言
 - ウ 保護者・本人への相談
 - エ 学校園の支援体制についての指導・助言
 - オ ケース会議などにおける助言
 - カ 市町組合教育委員会や学校園における研修の支援

3 講師派遣研修

各学校園からの要請に応じて、県立特別支援教育センター職員を派遣し、講義・演習などを行います。

※ その他の関係機関（P95 参考資料参照）

関連サイト：●兵庫県立特別支援教育センター

 <https://dmzems.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/> 

関連サイト：●兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課「支援マップ」

 <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/centerteki/shienmap29kaiteiban.pdf> 

Q49 県立特別支援教育センターで実施している研修について教えてください。

A 県立特別支援教育センターでは、兵庫県教員資質向上指標に基づき、キャリアステージに応じた研修講座を開催しています。毎年、「研修講座のしおり」を発行して、各市町組合教育委員会及び学校園所などに配布しています。

希望の講座があれば、申込み締切日までに、所定の方法にて受講申し込みをしてください。

研修講座のほかに、特別支援教育センターの職員などが各研修開催場所へ出向いて、ニーズに応じた研修を行う「講師派遣研修」や、個人やグループが、それぞれの課題について自主的に学ぶ「マイプラン研修」なども実施しています。

また、特別支援教育センターのホームページには、「すべての教職員のための特別支援教育研修講座」を動画配信しています。さらに、特別支援教育におけるトピックとして、毎月「今月のなるほど」を掲載しています。

【平成30年度開催の主な研修講座】

- 1 新任特別支援学級担当教員等研修
- 2 通級指導教室担当教員等研修
- 3 リーダー研修
- 4 インクルーシブ教育システム構築研修
 - (1) 信頼関係を深める保護者連携講座
 - (2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営講座
 - (3) 効果的なICT活用講座 など
- 5 発達障害教育研修
 - (1) 通常の学級における授業づくり講座
 - (2) 性の課題に関する指導・支援講座 など

関連サイト：● 兵庫県立特別支援教育センター

 <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/>



Q50 教員長期研修派遣について教えてください。

A 教員長期研修派遣は、「特別支援教育にかかる教員長期研修派遣事業」として行っています。この事業は、専門的な知識や技能を習得し、その資質向上と指導力の充実を図り、県下の特別支援教育の充実に資するために行っています。

大学専攻科などへの派遣（1年間）と、国立特別支援教育総合研究所への派遣（2ヶ月間）があります。

1 大学専攻科などへの派遣

平成30年度の主な派遣先は、大阪教育大学、京都教育大学、岡山大学などです。

自らの研究課題の追究とともに、各講義の受講など、大学のカリキュラムに沿って、1年間専門的に学びます。特別支援学校免許取得の単位として履修可能な講義を実施している大学もあります。

2 国立特別支援教育総合研究所への派遣

平成30年度の主な派遣コースは、「視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース」「発達障害・情緒障害・言語障害教育コース」「知的障害教育コース」です。

2ヶ月間、自らの研究課題の追究とともに、コースごとのカリキュラムに沿って専門的に学びます。

いずれの場合も、募集要項に則り、希望調書や小論文、派遣選考試験などを経て派遣が決定します。

詳しくは、例年9月頃兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課から通知があります。1年間（2ヶ月間）、特別支援教育について専門的に学ぶことのできる貴重な機会となっています。